

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

○東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……(産業労働局農林水産部調整課)……

告示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……

○建築士法に基づく指定登録機関の指定……(都市整備局市街地建設部建設課)……

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(同)……

○都道の区域変更……(建設局道路管理部路政課)……

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……(主税局課税部課税指導課)……

○マンション建替組合の理事長の住所の変更……(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)……

○開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……

○肥料検査成績の公表……(産業労働局家畜保健衛生所)……

規則

東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

東京都規則第二百二十二号

東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十二年東京都規則第百十八号)の一部を次のように改正する。

別表十一の項中「農林漁業金融公庫資金等」を「株式会社日本政策金融公庫資金等」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都漁業近代化資金利子補給規則第七条第一項の規定により利子補給の承認をした漁業近代化資金(同項の規定により承認手続中であるものを含む)に係る利子補給については、なお従前の例による。

告示

東京都告示第千四百二十三号

次の宅地建物取引業者の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、その旨公示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定に基づき、右三十日を経過した日をもって当

該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 商号 株式会社ハウスワン

二 代表者氏名 取締役 上里 清

三 主たる事務 江戸川区南小岩七丁目二十六番二十一三所の所在地 ○一号

四 免許証番号 東京都知事(2)第八一八九五号

五 免許年月日 平成二十年五月九日

東京都告示第千四百二十四号

建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)附則第二条第三項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項の指定登録機関を次のとおり指定したので、同条第三項において準用する同法第十条の六第一項の規定により告示する。

平成二十年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

名称	住所	二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地	二級建築士等登録事務の開始の日	指定年月日
社団法人東京建築士会	中央区晴海一丁目八番十二号 オフイスタワ 1Z四階	中央区晴海一丁目八番十二号 オフイスタワ 1Z四階	平成二十年十二月一日	平成二十年十月三十日

●東京都告示第千四百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成二十年東京都告示第千二百二十二号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

平成二十年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 あきる野市小和田字根岸二十二番一、二十二番二、二十四番、同字庄ノ沢入五百七十九番二及び五百八十番二の各一部

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第十八条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第十八条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

●東京都告示第千四百二十六号

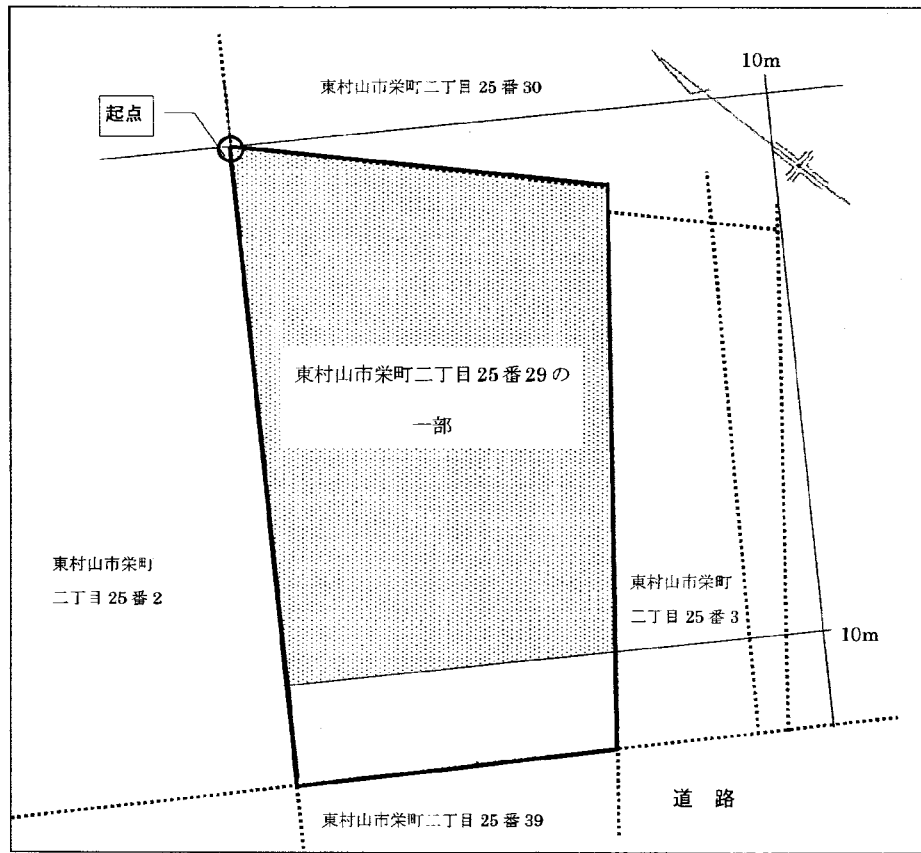
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成二十年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定する区域 別図のとおり(東村山市栄町二丁目二十五番二十九の一部)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 テトラクロロエチレン

別 図



<起点>
 起点は対象地最北端の敷地境界点とする。

<格子の回転角度：46.3度>
 起点を通り、東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として回転させた角度を示す。

<凡例>
 [Shaded Box] : 指定区域
 [Solid Line] : 敷地境界線
 [Dotted Line] : 筆界線